

【海外派遣者の特別加入用】

令和8年度  
労働保険 年度更新  
申告書の書き方

提出は管轄の労働基準監督署・滋賀労働局労働保険徴収室へ

**申告・納付は7月10日(金)までに**



滋賀労働局総務部労働保険徴収室

〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号  
滋賀労働総合庁舎 3階  
TEL : 077-522-6520

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>

## 1 年度更新

「海外派遣者の特別加入（第3種特別加入）」は、一般の労働者に係る年度更新とは別に、年度更新の手続きが必要となります。

第3種特別加入保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間に特別加入者であった者の給付基礎日額に応じて定められた保険料算定基礎額の総額に、第3種特別加入保険料率（令和7年度確定分及び令和8年度概算分のいずれも1000分の3.00）を乗じて算定します。

なお、年度更新と特別加入の変更・申請の手続きは切り離して考えてください。特別加入の変更・申請は事前届出制となっていますので、変更決定を希望する日より前に提出が必要です。

### (1) 提出する書類

提出書類は下記のとおりです。

提出書類	年度途中で加入 もしくは脱退した 特別加入者が <u>いない</u> 場合	年度途中で加入 もしくは脱退した 特別加入者が <u>いる</u> 場合
①（様式第6号）労働保険 概算・確定保険料申告書	○	○
②（海特様式第1号）第3種特別加入保険料申告内訳	○	○
③（海特様式第2号）第3種特別加入保険料申告内訳名簿	○	○
④（別紙様式第1号）特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	—	○

①の様式は令和8年5月末頃に委託業者から郵送します。②、③及び④の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

厚生労働省のホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

ホームページからダウンロードできない場合は、滋賀労働局労働保険徴収室に来局いただくか、滋賀労働局労働保険徴収室特別加入担当者宛に必要な様式の必要枚数を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### (2) 提出先

金融機関では「①（様式第6号）労働保険 概算・確定保険料申告書」以外は受け付けないため、お手数をおかけしますが下記の監督署又は滋賀労働局労働保険徴収室に提出願います。

#### ① 労働基準監督署

- 彦根労働基準監督署 〒522-0054 彦根市西今町58-3 3階  
電話：0749-44-8015
- 東近江労働基準監督署 〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14  
電話：0748-41-3367

② 滋賀労働局労働保険徴収室 〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号  
滋賀労働総合庁舎 3階  
電話：077-522-6520

### (3) 提出方法

持参又は郵送してください。

持参の場合は、土曜、日曜を除く午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。郵送の場合は、納付書及び事業主控を返戻しますので、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### (4) 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年7月10日(金)まで。

### (5) 納付期限

令和8年7月10日(金)まで。

なお、令和8年度概算保険料第2期分以降の納付期限は下記のとおりです。

第2期	令和8年11月 2日(月)
第3期	令和9年 2月 1日(月)

## 2 様式の記載方法

滋賀一郎…2024年度に「中小事業の代表者等」として海外派遣（特別加入）。

2026年度も加入継続。

2025年度給付基礎日額は16,000円であり、2026年度給付基礎日額も同額。

労働二郎…2024年度に「労働者」として海外派遣（特別加入）。

2026年度も加入継続。

2025年度給付基礎日額は12,000円であり、2026年度給付基礎日額は14,000円に変更。

保険三郎…2024年度に「労働者」として海外派遣（特別加入）。

2025年度の途中（2025年9月30日）に脱退。

2025年度給付基礎日額は12,000円。

年度四郎…2025年度の途中（2025年10月1日）に「労働者」として海外派遣（特別加入）。

2026年度も加入継続。

2025年度給付基礎日額は8,000円であり、2026年度給付基礎日額も同額。

更新五郎…2026年度の途中（2026年5月1日）から「労働者」として海外派遣（特別加入）。

2026年度給付基礎日額は5,000円。

という海外派遣者（特別加入者）がいる事業場を例に挙げて、作成する書類の順に記入方法を説明いたします。

(1) 「(海特様式第2号) 第3種特別加入保険料申告内訳名簿」

第3種特別加入保険料申告内訳名簿  
(海外派遣者)

												1 枚のうち 1 枚目				
2025 年度		2026 年度		労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号				
					2	5	1	0	X	X	X	X	X	X	3	0
① 2025年度 整理番号	② 特別加入者 (派遣者) 氏名	③ 派遣者区 分	④ 派遣先国名	⑤ 2025 年度 給付基礎日額		⑥ 給付基礎 日額区分		⑦ 2026 年度 給付基礎日額		⑧ 2026 年度 整理番号						
1	滋賀 一郎	協 勞 代	アメリカ	16,000		繼 変 退		16,000		1						
2	労働 二郎	協 勞 代	インド	12,000		繼 変 退		14,000		2						
3	保険 三郎	協 勞 代	ウルグアイ	12,000		繼 変 退										
4	年度 四郎	協 勞 代	エジプト	8,000		繼 変 退		8,000		3						
	更新 五郎	協 勞 代	オーストリア			繼 変 退		5,000		4						

① 「2025 年度整理番号」 欄

2025 年度 (令和 7 年度)、もしくはそれ以前から加入している特別加入者について整理番号を記入ください。

② 「特別加入者 (派遣者) 氏名」 欄

特別加入者の氏名を記入ください。

③ 「派遣者区分」 欄

「中小事業の代表者等」として海外派遣されている者の場合は代に、「労働者として派遣されている者の場合は勞に丸をつけてください。

協は JICA 等の技術協力を行う団体から派遣されている者の場合のみです。

④ 「派遣先国名」 欄

派遣先国名を記入ください。

⑤ 「2025 年度給付基礎日額」 欄

2025 年度の給付基礎日額を記入ください。

⑥ 「給付基礎日額区分」 欄

2025 年度 (令和 7 年度)、もしくはそれ以前から加入している特別加入者については  
繼…2026 年度も継続して加入する。

変…2026 年度も継続して加入し、2026 年度の給付基礎日額の変更を行う。

退…2025 年度で脱退する。

のいずれかに丸をつけてください。2026 年度から加入する者については記入不要です。

⑦ 「2026 年度給付基礎日額」欄

2026 年度の給付基礎日額を記入ください。

2025 年度の給付基礎日額から変更する場合は、⑥「給付基礎日額区分」欄は必ず「変」に丸をつけてください。

⑧ 「2025 年度整理番号」欄

2026 年度に加入している特別加入者について整理番号を記入ください。

**給付基礎日額の変更について**

海外派遣者の特別加入者の給付基礎日額を変更するためには、

- 「(海特様式第 2 号) 第 3 種特別加入保険料申告内訳名簿」(上記様式)

提出期間 年度更新期間中 6 月 1 日から 7 月 10 日まで

もしくは

- 「(特様式第 2 号) 特別加入者給付基礎日額変更申請書」

提出期間 前年度 3 月 2 日から 3 月 31 日まで

年度更新期間中 6 月 1 日から 7 月 10 日まで

の提出が必要です。

給付基礎日額の変更は上記提出期間中の提出であることが必要です(期間外の提出の場合、**給付基礎日額の変更処理は行いません**)。

なるべく、「(特様式第 2 号) 特別加入者給付基礎日額変更申請書」も併せて提出いただきますようお願いいたします。

特別加入者給付基礎日額変更申請書は厚生労働省ホームページ(主要様式ダウンロードコーナー(労災保険給付関係主要様式))からダウンロード可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/rousaihoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousaihoken.html)

(2) (別紙様式第1号) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

**【本様式は、年度途中で加入もしくは脱退した特別加入者がいない場合は作成不要です。】**

年度の途中で加入もしくは脱退した特別加入者がいる場合は月割計算を行う必要があります。  
2025年度の途中で加入もしくは脱退した特別加入者がいる場合は2025年度分を、2026年度の途中で加入もしくは脱退した特別加入者がいる場合は2026年度分を作成ください。

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

2025 年度分										枚のうち		枚目						
整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	基幹番号						枝番号						
						2	5	1	0	X	X	X	X	X	X	3	0	X
1	保険 三郎	12,000 円	2025年4月1日 ～2025年9月30日	1加入 ②脱退、自動消滅等	2 月6	X	X	X	X	X	X	X	X	X	3	0	X	円 2,190,000
2	年度 四郎	8,000 円	2025年10月1日 ～2026年3月31日	①加入 2脱退、自動消滅等	1 月6	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	円 1,460,004
計	2 人																	円 3,650,004

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

2026 年度分										枚のうち		枚目						
整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	基幹番号						枝番号						
						2	5	1	0	X	X	X	X	X <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>X</td>	X	X	X	3
1	更新 五郎	5,000 円	2026年5月1日 ～2027年3月31日	①加入 2脱退、自動消滅等	1 月11	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	円 1,672,924
計	1 人																	円 1,672,924

① 「整理番号」欄

整理番号を記入ください。

② 「特別加入者氏名」欄

特別加入者の氏名を記入ください。

③ 「給付基礎日額」欄

特別加入者の当該年度の給付基礎日額を記入ください。

④ 「当該保険料算定期間における特別加入期間」欄

- ・2025年度の途中で脱退した者

2025年4月1日～脱退日

- ・2025年度の途中で加入した者

加入日～2026年3月31日

- ・2026年度の途中で加入した者

加入日～2027年3月31日

- ・年度の途中で加入し、同年度の途中で脱退した者

加入日～脱退日

となります。

加入日及び脱退日が「特別加入に関する変更届」に記載している「変更決定を希望する日」と一致しているか必ずご確認ください。

特別加入の加入、脱退は「特別加入に関する変更届」の提出が必要です。

申告書内訳名簿や特例計算対象者内訳への記載のみをもって、特別加入の加入や脱退の手続きを行うことはできません。

「特別加入に関する変更届」の提出漏れがあった場合には、滋賀労働局労働保険徴収室の特別加入担当者までご相談ください。

#### ⑤ 「特例による理由」欄

加入の場合は「1」を、脱退の場合は「2」を選択ください。年度の途中で加入し年度の途中で脱退した者は「2」を選択ください。

#### ⑥ 「加入月数」欄

④「当該保険料算定期間における特別加入期間」欄から自動的に計算されます。

#### ⑦ 「1月分の保険料算定基礎額」欄

③「給付基礎日額」欄から自動的に計算されます。

給付基礎日額×365日÷12か月をし、円未満の切り上げにより求められます。

#### ⑧ 「特例による保険料算定基礎額」欄

⑦「1月分の保険料算定基礎額」欄と⑥「加入月数」欄から自動的に計算されます。

1月分の保険料算定基礎額×加入月数により求められます。

(参考 別表1)

(3) (海特様式第1号) 第3種特別加入保険料申告内訳

第3種特別加入保険料申告内訳

(海外派遣者)

2025 年度確定  
2026 年度概算

給付基礎日額	保険料算定基礎額	2025 年度確定保険料		2026 年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
18,000円	6,570,000円 —				
16,000円	5,840,000円 —	1	5,840,000	1	5,840,000
14,000円	5,110,000円 —			1	5,110,000
12,000円	4,380,000円 —	1 1	4,380,000 2,190,000		
10,000円	3,650,000円 —				
9,000円	3,285,000円 —				
8,000円	2,920,000円 —	1	1,460,004		
7,000円	2,555,000円 —				
6,000円	2,190,000円 —				
5,000円	1,825,000円 —			1	1,672,924
4,000円	1,460,000円 —				
3,500円	1,277,500円 —				
小計	特例計算以外の者	2 人	10,220,000 円	2 人	10,950,000 円
	特例計算の者	2 人	3,650,004 円	1 人	1,672,924 円
合計		4 人	13,870,004 円	3 人	12,622,924 円
保険料算定基礎額総計		①	13,870 千円	②	12,622 千円
第3種特別加入保険料率		③	1,000 分の 3	④	1,000 分の 3
保険料額		①×③	41,610	②×④	37,866

給付基礎日額ごとに特別加入者の人数と、保険料算定基礎額の合計を取りまとめ、保険料を算出します。

12,000円	4,380,000円	1	4,380,000		
	—	1	2,190,000		

上段が特例計算以外の者、下段が特例計算の者の記入欄になります。

上段は人数のみ記入すれば自動計算されますが、下段の特例計算の者については上記(2)で作成した「(別紙様式第1号) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」から転記する必要があります。

12,000円	4,380,000円	1	4,380,000		
	—	1	2,190,000		
8,000円	2,920,000円				
	—	1	1,460,004		
5,000円	1,825,000円				
	—			1	1,672,924

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

2025 年度分

		枚のうち										枚目			
		労働保険番号										枝番号			
		2	5	1	0	X	X	X	X	X	X	X	3	0	X
整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額								
1	保険 三郎	12,000円	2025年4月1日 ~ 2025年9月30日	1 加入 ②脱退、自動消滅等	2 月6	365,000円	2,190,000円								
2	年度 四郎	8,000円	2025年10月1日 ~ 2026年3月31日	①加入 ②脱退、自動消滅等	1 月6	243,334円	1,460,004円								
計	2人						3,650,004円								

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

2026 年度分

		枚のうち										枚目		
		労働保険番号										枝番号		
		2	5	1	0	X	X	X	X	X	X	3	0	X
整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額							
1	更新 五郎	5,000円	2026年5月1日 ~ 2027年3月31日	①加入 ②脱退、自動消滅等	1 月11	152,084円	1,672,924円							
計	1人						1,672,924円							

転記後、小計が合致しているかも確認ください。

小計	特例計算以外の者	2人	10,220,000円	2人	10,950,000円
	特例計算の者	2人	3,650,004円	1人	1,672,924円



## 特別加入保険料算定基礎額表及び特例による月割算定基礎額一覧表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による月割算定基礎額										
		1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
①	②=①×365	③=②÷12 (円未満切上げ)	③×2	③×3	③×4	③×5	③×6	③×7	③×8	③×9	③×10	③×11
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049
(3,000)	(1,095,000)	(91,250)	(182,500)	(273,750)	(365,000)	(456,250)	(547,500)	(638,750)	(730,000)	(821,250)	(912,500)	(1,003,750)
(2,500)	(912,500)	(76,042)	(152,084)	(228,126)	(304,168)	(380,210)	(456,252)	(532,294)	(608,336)	(684,378)	(760,420)	(836,462)
(2,000)	(730,000)	(60,834)	(121,668)	(182,502)	(243,336)	(304,170)	(365,004)	(425,838)	(486,672)	(547,506)	(608,340)	(669,174)

※給付基礎日額の2,000円、2,500円、3,000円については、家内労働者(その補助者を含む)に限ります。